

# 区営住宅入居者募集

募集案内の配布は5月17日(月)~31日(月)

募集住戸や申し込み資格等の詳しくは、募集案内をご覧ください。

【募集戸数】区営住宅…17戸

【申込資格】区内在住で住宅に困り、世帯の所得が基準内(下表)の方

(所得基準)

家族数	年間所得金額(円)	
	一般世帯	障害者等の世帯
単身者	0~1,896,000	0~2,568,000
2人	0~2,276,000	0~2,948,000
3人	0~2,656,000	0~3,328,000

※家族数が4人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してください。

【募集案内の配布】5月17日(月)~31日(月)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館で配布します(施設の休館日を除く)。

5月17日(月)からは新宿区ホームページからも取り出せます。

【申込み】募集案内に折り込みの申込書を郵送で住宅課区立住宅管理係へ。6月1日(火)までの消印があり、6月2日(水)までに到着したものを受け付けます。

## ● 優遇抽選制度

平成23年5月以降の「高齢者単身者向」「障害者単身者向」、平成27年5月以降の「シルバーピア単身者向」の募集で区営住宅に申し込み、同一種別の住宅で3回以上落選した方のうち希望する方には、1件の申し込みにつき抽選番号を2つ割り当てます。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3787・☎(3204)2386へ。

# 軽自動車税(種別割)の納税通知書をお送りします

## ● 納期限は5月31日(月)

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、区内を定置場として原動機付自転車、小型特殊自動車、オートバイ、軽自動車を所有している方が納める税金です。令和3年度の納税通知書を5月10日(月)に発送します。

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。



## 【納めることができる窓口】

- ▶ 金融機関
  - ▶ コンビニエンスストア(納付書裏面に記載)
  - ▶ 特別出張所・区税務課の窓口
- ※ペイジー・クレジット・モバイルレジを利用して納められますが、領収証は発行できません。領収証や軽自動車の継続検査(車検)用の納税証明書が必要な方は、窓口等で納めてください。

## ● 令和3年度グリーン化特例(軽課税)

軽自動車(三輪・四輪)のグリーン化特例(軽課税)が、令和3年度も適用されます。令和3年度は、令和2年4月1日~3年3月31日に新規取得した排ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい新車が対象です(令和2年度の適用車両を除く)。

## 5月は 自転車月間

## 知っていますか? 自転車の正しい乗り方

交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265へ。



## ◆ 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
歩道に「自転車通行可」の標識があるとき、13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は、歩行者に注意しながら歩道を通行できます。
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道を通行する場合は、歩行者優先。自転車は車道寄りを徐行

- ④ 安全ルールを守る  
▶ 飲酒運転、二人乗りや並進の禁止  
▶ 夜間はライトを点灯  
▶ 交差点では信号を守り、「一時停止」の標識がある場所では、一時停止と安全確認  
▶ 傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

# みんなでつろう 地域のつながり 支え合い

# あなたのまちの民生委員・児童委員



▲民生委員・児童委員イメージキャラクター「ミンジー」

5月12日(水)は「民生委員・児童委員の日」です。身近な福祉の相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動を紹介します。現在は、感染症対策を講じながら活動しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からないときは、お問い合わせください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)4080・☎(3209)9948へ。

## ● 民生委員・児童委員とは

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。任期は3年です(再任も可)。全ての民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねていて、子どもたちの健全育成を支援しています。給与は支給されず、ボランティアとして活動し、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。

民生委員・児童委員は、福祉の仕事に理解と熱意があり、地域の実情に詳しい方です。担当の区域を持ち、地域の中でさまざまな役割を担っています。

区では4月1日現在、292名の民生委員・児童委員が、地域で活動しています。

## ● 主任児童委員とは

子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されます。担当の区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

## 地域でこんな役割を担っています 民生委員・児童委員、主任児童委員

福祉に関わる身近な相談相手となり、福祉関係機関とのつなぎ役になる等の活動をしています

### 子どもの健全育成や安全を守る活動に取り組んでいます

民生委員・児童委員と主任児童委員が連携し、子育て支援や児童虐待の防止、犯罪被害から子どもを守る活動などに取り組んでいます。

### 福祉関係機関や団体につながります

福祉サービスなどの情報提供や、必要に応じて地域の専門機関へ橋渡しをしています。  
【地域の専門機関】福祉事務所、保健センター、高齢者総合相談センター、子ども家庭支援センター、学校、社会福祉協議会ほか

### 地域福祉の推進に協力します

社会的孤立から生じる孤立死の防止や消費者被害の防止、災害に備えた日々の見守りや災害時の安否確認など、地域の関係機関と一緒に地域ぐるみで取り組んでいます。



### 地域をいつも見守っています

一人暮らしの高齢者や障害のある方の安否確認、子育て世帯への訪問など、地域の現状を把握し、見守り活動をしています。

### 生活上のさまざまな相談に応じます

一人暮らしの不安や介護の悩み、子育ての不安や悩み、不登校やいじめ、失業や経済困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。